

## 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岩倉市契約規則（昭和 46 年岩倉市規則第 14 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

岩倉市長 久保田桂朗

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 岩倉市庁舎空調設備改修工事
- (2) 路線等の名称 ー
- (3) 工事場所 岩倉市栄町一丁目 66 番地
- (4) 工事期間 本契約の契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月 24 日まで
- (5) 工事概要 空調設備工事実施設計業務 一式  
空調設備工事 一式  
空調設備工事監理業務 一式
- (6) 工事の仕様等 要求水準書に示す仕様等とする。
- (7) 予定価格 金 584,710,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (8) 調査基準価格 無  
失格判断基準 無  
最低制限価格 無
- (9) 発注方式

本案件は、目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式によるものとする。

### (10) 実施方法

本案件は、入札参加申出書の提出、入札等をあいち電子調達共同システム（CALS / EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象案件である。電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。入札に際しては岩倉市電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）等を熟読すること。なお、ICカード再取得手続中等、電子入札実施要綱第 9 条第 2 項の規定に該当し、紙入札での参加を希望する者は、「14 問合先」に電話で連絡し、指示を受けるものとする。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、管工事業について許可を受けている者
- (3) 令第 167 条の 4 第 2 項及び岩倉市指名停止取扱要領（平成 28 年 10 月 1 日施行）に基

づく指名停止の措置を受けていない者

(4) 本工事は、岩倉市特定建設工事共同企業体取扱要領（令和2年3月1日施行）に基づく自主結成方式の特定建設工事共同企業体（Ⅰ）と単体企業（Ⅱ）による混合入札である。

(注) 法第27条の23第1項に定める経営事項審査の管工事業の総合評定値(P)は、令和8・9年度の岩倉市建設工事入札参加資格の認定を受けた時点のものとする。

(Ⅰ) 特定建設工事共同企業体による参加者

《1》代表構成員

ア 岩倉市内に本店若しくは支店を有する者又は下記の建設事務所管内の市町村に本店又は支店を有する者で、当該本店又は支店が管工事業について、令和8・9年度の岩倉市建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている者

- ・愛知県一宮建設事務所（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域）
- ・愛知県尾張建設事務所（名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域）
- ・愛知県海部建設事務所（津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域）

イ 管工事業の総合評定値(P)が、岩倉市内に本店又は支店を有する者（支店を有する者にあつては、本工事の公告の日から起算して過去3年間支店として営業規模を有する者に限る。）は850点以上である者、それ以外の者は1,000点以上である者（ただし、経営事項審査における完成工事高のない者は除く。）

ウ 平成23年4月1日から本工事の公告の日までに、元請けとして官公庁等が発注した1件当たりの契約金額が3億円を超える空調設備工事を含む管工事を完了・引き渡した実績（共同企業体での実績にあつては、出資比率20%以上の構成員である場合に限る。）がある者

エ 本工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に配置できる者

オ 出資比率は他の構成員を上回るものとする。

《2》他の構成員

ア 岩倉市内に本店又は支店を有する者で、当該本店又は支店が管工事業について、令和8・9年度の岩倉市建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている者

イ 岩倉市建設工事請負業者格付基準（昭和57年4月1日施行）によって格付された代表構成員の等級から上・下2等級以内に格付された者であること。ただし、経営事項審査の管工事業の総合評定値(P)が850点以上1,000点未満の岩倉市内に本店又は支店を有する者が代表構成員となる場合、他の構成員の総合評定値(P)が700点以上であること。

ウ 平成23年4月1日から本工事の公告の日までに、元請けとして官公庁等が発注した空調設備工事を含む管工事を完了・引き渡した実績がある者

エ 本工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に配置できる者

オ 出資比率の最小限度比率は、3者の場合は20%、2者の場合は30%とする。

《3》その他

ア 共同企業体を結成しようとする者は、本工事において2以上の共同企業体を結成することができない。

イ 共同企業体の構成員は、単体企業として本入札に参加することはできない。

ウ 本工事を請け負う特定建設工事共同企業体は、共同企業体の結成時から、工事が完了し、共同企業体の清算が行われる日まで解散することができない。

エ 本工事を請け負うことができなかつた特定建設工事共同企業体は、本工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

## (II) 単体企業による参加者

ア 岩倉市内に本店若しくは支店を有する者又は下記の建設事務所管内の市町村に本店又は支店を有する者で、当該本店又は支店が管工事業について、令和8・9年度の岩倉市建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている者

- ・愛知県一宮建設事務所（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域）
- ・愛知県尾張建設事務所（名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域）
- ・愛知県海部建設事務所（津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域）

イ 管工事業の総合評定値（P）が、岩倉市内に本店又は支店を有する者（支店を有する者にあつては、本工事の公告の日から起算して過去3年間支店として営業規模を有する者に限る。）は850点以上である者、それ以外の者は1,000点以上である者（ただし、経営事項審査における完成工事高のない者は除く。）

ウ 平成23年4月1日から本工事の公告の日までに、元請けとして官公庁等が発注した1件当たりの契約金額が3億円を超える空調設備工事を含む管工事を完了・引き渡した実績（共同企業体での実績にあつては、出資比率20%以上の構成員である場合に限る。）がある者

エ 本工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に配置できる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申し立てがなされていない者（手続開始決定後、資格の再認定を受けたものを除く。）

(6) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

## 3 入札参加申出書及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出方法

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書（印は不要）を次のとおり提出しなければならない。また、入札参加申出書が正常にサーバーで処理された後、自動で入札参加申出書受付票を発行するので、電子入札システムで確認すること。

なお、期限までに一般競争入札参加申出書を提出しない者は、入札に参加することができない。

### (1) 一般競争入札参加申出書の配付方法

令和8年4月1日（水）午後3時00分から5月11日（月）午後5時00分まで電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

### (2) 一般競争入札参加申出書の提出方法及び提出期間

電子入札システムにて提出することとし、令和8年4月1日（水）午後3時00分から5月11日（月）午後5時00分までの電子入札システム利用可能時間とする。

(3) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出先及び提出期間

岩倉市役所1階会計管財課契約管財グループに提出することとし、令和8年4月1日（水）午後3時00分から4月17日（金）午後5時15分までの岩倉市役所開庁時間とする。

4 入札関係図書等を示す方法及び日時

本工事に係る入札関係図書の閲覧を次のとおり行う。

(1) 閲覧方法

電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

(2) 閲覧期間

令和8年4月1日（水）午後3時00分から5月13日（水）午後5時00分までとする。

(3) 入札関係図書に対する質問及び回答

一般競争入札参加申出書又は特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した者で入札関係図書に対する質問がある場合には、令和8年4月22日（水）午前11時00分までに提出するものとし、電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載してある質問書（様式第1）を使用すること。回答については5月8日（金）午後3時00分までに電子入札システム 入札情報サービス（入札公告）に掲載する。

なお、質問書は岩倉市会計管財課契約管財グループ（14「問合先」）に提出すること。メール、FAXにより質問書を提出する場合は、受信確認のため電話連絡を行うこと。

(4) 貸与資料を希望する場合の申出方法

要求水準書に記載の（資料5）「岩倉市庁舎熱源更新基本計画」の貸与を希望する場合は、令和8年4月22日（水）午前11時00分までに岩倉市総務部行政課行政グループに申し出ること。メール、FAXにより申出をする場合は、受信確認のため電話連絡を行うこと。

（申出先）電話：0587-38-5804 FAX：0587-66-6100 メール：gyousei@city.iwakura.lg.jp

5 入札書及び工事費内訳書の提出方法等

(1) 提出方法

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信する。

(2) 工事費内訳書様式

入札情報サービスに掲載されている様式を使用する。

(3) 工事費内訳書ファイル名

「【会社名】工事費内訳書.xlsx」とする。

(4) 提出期間

令和8年5月12日（火）午前8時30分から5月13日（水）午後5時00分までの電子入札システム利用可能時間とする。

6 入札書開札の場所及び日時

(1) 場所

岩倉市役所1階会計管財課契約管財グループ

(2) 日時

令和 8 年 5 月 14 日（木）午前 10 時 00 分

7 入札の無効

(1) 本公告に示した入札参加者の資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者の行った入札は無効とする。

(2) 規則第 12 条に相当する入札は無効とする。

8 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第 9 条の規定に基づく入札保証金を納めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全額又は一部の納付を免除するものとする。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に官公庁等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 落札者の入札保証金は落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

9 契約保証金

(1) 受注者は、規則第 29 条の規定に基づく契約保証金（契約金額の 100 分の 10）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、次に掲げる担保をもって代えることができる。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、岩倉市が確実と認める金融機関、又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(3) 契約保証金は次に掲げる場合において、全額又は一部の納付を免除するものとする。

ア この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結したとき。

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。

10 支払条件

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条の規定に基づく継続費としてしているものである。当該継続費に係る契約金額の支払限度額は次のとおりとする。

(1) 各会計年度における契約金額の支払限度額は下記のとおりとする。

ア 令和 8 年度の支払限度額は 356,899,000 円とし、残額の支払いは令和 9 年度とする。

イ 令和 8 年度末までにあげる出来高予定額は 356,899,000 円とする。

(2) 前金払

ア 岩倉市公共工事請負契約約款（設計施工一括発注方式）（以下「約款」という。）第 36 条第 1 項の前金払の率は 10 分の 4 以内とする。

イ 令和 8 年度の前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に、アに定める率を乗じて得た額とする。

ウ 令和9年度の前払金の支払限度額は、契約金額にアに定める率を乗じて得た額から、イに定める支払限度額を控除した額とする。

(3) 中間前金払

ア 中間前払金の支払請求は、約款第36条第4項の規定にかかわらず、次に定める額を限度とする。

(ア) 令和8年度の中間前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に10分の2の割合を乗じて得た額とする。

(イ) 令和9年度の中間前払金の支払限度額は、契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額から、(ア)に定める支払限度額を控除した額とする。ただし、中間前金払を行う前に契約金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、契約金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

イ 各年度の中間前払金の支払請求は、各年度の工事实績期間（令和8年度は着手日から令和9年3月31日まで、令和9年度は令和9年4月1日から工事完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和8年度は(1)イに定める額、令和9年度は契約金額から(1)イに定める額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。

11 落札者決定方法

(1) 本入札において、開札後に予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者（電子入札システムから発行される落札候補者決定通知書に記載される落札候補者リストの中で最も入札金額の低い者。以下、「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。入札参加者は開札日時以降に落札候補者決定通知書を確認し、自らの入札価格が最も低い場合には、一般競争入札参加資格確認申請書及び次に掲げる添付書類を、落札候補者決定通知日から起算して2日以内（休日を除く。）に岩倉市会計管財課契約管財グループまで持参により提出すること。

(a) 配置予定技術者の資格証明書の写し（国家資格を有する者）。ただし、実務経験によるものについては経歴書

(b) 同種又は類似工事の施工実績調書

(2) 落札者を決定したときは、落札者決定通知書により速やかに通知する。

(3) 落札候補者の入札参加資格の審査の結果、入札参加資格の要件を満たしていない場合には、適格者が確認できるまで、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を新たな落札候補者として入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることを確認する。この場合は(1)中「落札候補者決定通知日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。

(4) 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対して一般競争入札参加不適格通知書に理由を付し通知する。

(5) 一般競争入札参加不適格通知書を受理した者は、その通知を受理した日から起算して5日以内（休日を除く。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

12 その他

(1) 工期は、事情により変更することがある。

- (2) 一般競争入札参加申出書等の作成説明会及び現場説明は実施しない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (4) 入札にあたって、事前に談合情報等が寄せられた場合、岩倉市談合情報による入札参加業者のくじ実施要領により入札に参加できる業者の数をくじにより減少する措置をとることがある。
- (5) 一般競争入札に参加する者が営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は、入札参加申出書の提出、入札等の営業活動はできないものとする。
- (6) 独占禁止法違反等の不正行為に関与した事実が判明した時は入札参加資格を取り消すものとする。
- (7) 落札者は、法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。
- (8) 本工事の契約は、岩倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年岩倉市条例第 36 号）第 2 条の規定による議会の議決を得た場合に締結するものとし、議会の議決を得るまでは仮契約を締結するものとする。
- (9) 契約書の作成は受注者とする。

#### 13 工期の延長について

受注者又は下請負人のいずれの責めにも帰することのできない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工期の延長について協議に応じるものとする。

#### 14 問合せ先

岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市会計管財課契約管財グループ（市役所 1 階）

直通電話：0587-38-5800 FAX：0587-66-8715

メール：keiyaku@city.iwakura.lg.jp